

第 23 期  
大分海区漁業調整委員会  
第 4 回委員会  
議 事 録

開催日時 令和 7 年 8 月 27 日(水) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



## 第23期大分海区漁業調整委員会第4回委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月27日(水) 15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 須 川 直 樹  
高 瀬 亮 子  
渡 邊 英 敏  
阿 部 義 広  
畠 中 順 子  
小 野 裕 佳  
濱 田 貴 史  
岡 崎 都  
桑 原 保 徳  
鳴 海 美 代  
本 庄 新  
阿 部 貴 史 (会長、議長)  
近 乗 美 信

欠席委員 笛 吹 理 絵  
渡 邊 満 晴

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局長、野田主査、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

臨席者 大分県南部振興局 田西主幹

4. 議事録署名委員 岡崎都、近乗美信

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案 伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について

|                  |                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------|
| 審議の結果<br>第 3 号議案 | 原案のとおり委員会指示を発出することに決した<br>知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について |
| 審議の結果<br>第 4 号議案 | 異議のない旨答申することに決した<br>漁業権に係る漁場の適切かつ有効な利用に向けた指導について          |
| 審議の結果<br>第 5 号議案 | 異議のない旨答申することに決した<br>区画漁業権の承継に伴う適格性の認定について                 |
| 審議の結果            | 異議のない旨答申することに決した                                          |

## 6. 審議概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長  | <p>ただいまより、第 2 3 期第 4 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いします。</p> <p>はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員 1 5 名中 1 3 名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。</p> |
| 大塚審議監 | ( あいさつ )                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局長  | <p>ありがとうございました。大塚審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。</p> <p>議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本日はタブレットを用意できかなったため議案書については、紙で用意しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第 5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。</p>                              |
| 議 長   | <p>議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。近乗委員と岡崎委員にお願いします。</p>                                                                                                                                                                                      |

事務局長

それでは議事に入ります。

第1号議案の「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」ご説明します。

現在発出している豊前海におけるあさりの採捕禁止等に関する委員会指示の有効期間が、本年9月30日で満了いたします。今回、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、令和7年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

3ページは大分県漁業協同組合長から当委員会会長あての要望書の写しです。

要望内容は、記以下に記載のとおり、1点目は採捕できる期間の制限、2点目は採捕できるサイズの制限、3点目は試験研究等のための適用除外となっております。

それでは、委員会指示の内容について、告示案でご説明いたします。4ページをご覧ください。要望事項の1点目、採捕できる期間の制限に関する委員会指示告示第10号です。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。」とし、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究の適用除外について規定しています。

漢数字の一、禁止区域については、現行の委員会指示から変更はありませんので、図により説明します。6ページをご覧ください。点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び海岸線で囲まれた海域、つまり共同漁業権共第1号の漁場区域が禁止区域となります。

4ページに戻りまして、漢数字の二の禁止期間等につきましては、密漁防止のため令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間は日没から日の出まで、つまり、周年、夜間の採捕を禁止します。また、ただし書きにおいて、10月16日から10月31日までの間は産卵期の保護を目的に終日採捕禁止とします。

5 ページをご覧ください。要望事項の 2 点目 採捕できるサイズの制限に関する委員会指示告示第 1 1 号です。

「漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおりかく長 3 センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。」とします。漁業調整規則第 4 2 条において、アサリの採捕禁止サイズを殻長 2. 5 センチメートル以下と定めていますが、資源保護のためさらに大きいサイズの 3 センチメートル以下の採捕を禁止するものです。

ただし書きの試験研究の適用除外、漢数字の一の禁止区域及び漢数字の二の禁止期間は、告示第 1 0 号と同じです。

7 ページから 9 ページには大分県漁協が作成した「大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針」を掲載しています。

9 ページの下グラフは、大分県のアサリの漁獲量の推移を示しており、近年は極めて低い水準で推移していることが分かります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第 1 号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 ご意見もないようですので、第 1 号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」は原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第 1 号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

議 長 次に、第 2 号議案の「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の 1 0 ページをご覧ください。  
第 2 号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ

漁業の禁止について」説明します。

大分、愛媛、山口の３県で締結した「伊予灘における漁業に関する協定」に関連して毎年発出しているたちうお浮きはえなわ漁業の制限に関する委員会指示の有効期間が本年９月３０日で満了いたします。今回、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、本年１０月１日から翌年９月３０日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

なお、たちうお浮きはえなわは、山口県では平成元年から、愛媛県では昭和５０年から、委員会指示により禁止されています。

１１ページをご覧ください。伊予灘協定発効に向けた調整内容の合意事項及び担保措置方法をまとめた表です。表の中段の太枠の部分が、本県のタチウオ浮きはえ縄漁業に関する事項です。山口・愛媛両県が、委員会指示で禁止している「たちうお浮きはえ縄漁業」への対応として、上段の波線を引いている部分、協定海域のうち東部海域については平成２５年１月１日以降、委員会指示により操業禁止とすることで調整が図られました。

下段は平成２５年１月１日までの暫定措置を表していますが、波線を引いている②については、協定発効に合わせて委員会指示により禁止することで調整が図られました。

１２ページに、大分県漁業協同組合長から当海区会長あての要望書の写しをつけています。

委員会指示の内容については、告示案で説明いたします。１４ページをご覧ください。

「漁業法第１２０条第１項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。」とします。漢数字の一の禁止区域は現行の委員会指示から変更はありません。１６ページの赤く着色した海域が該当します。

１５ページをご覧ください。漢数字の二の禁止期間については、令和７年１０月１日から翌年９月３０日までの１年間としています。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第２号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | ご意見もないようですので、第 2 号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」は、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員一同 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長  | 異議がないようですので、第 2 号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | 次に、第 3 号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。<br>事務局から説明してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局長 | <p>議案書の 17 ページをご覧ください。</p> <p>知事許可漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第 15 条第 1 項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第 46 条第 2 項に基づき、同様に意見を求められているものです。</p> <p>18 ページをご覧ください。知事からの諮問文です。</p> <p>19 ページをご覧ください。「1 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。</p> <p>この公示制度は、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。</p> <p>次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。まず、うなぎ稚魚漁業についてご説明します。うなぎ稚魚漁業は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長 13 センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。公示の</p> |

背景としましては、許可の有効期間の満了に伴う許可の更新となっています。

続いて、上から２段目と３段目、山口県漁業者及び宮崎県漁業者が本県海域にて行うふぐはえ縄漁業について併せて説明いたします。ふぐはえ縄漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「ふぐ」です。

当漁業は、本県では昭和６２年に許可漁業となりました。当時、他県の漁業者で、大分県海域で操業していた者に対しては、引き続き入漁を許可することとした経緯があります。それ以降、山口県とは毎年覚書を締結して入漁許可を出しており、宮崎県漁業者に対してもこれに準じた取扱いをしております。今年も山口県との覚え書きが更新されたので、許可の有効期間の満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、いずれも９月中旬頃を予定しています。

続いて、宮崎県漁業者及び愛媛県漁業者が本県海域にて行う中型まき網漁業について併せて説明します。

この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。従来より、各県間との協定又は覚え書きに基づき、愛媛県及び宮崎県と相互に入漁しているもので、今年も例年どおり更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、宮崎県のは１０月中旬ごろ、愛媛県のは９月中旬ごろを予定しています。

最後に、愛媛県漁業者が本県海域にて行うはえ縄漁業です。漁法は先ほどご説明したものと同様で、主な漁獲対象種は「たい、はも、ふぐ」です。当漁業は愛媛県との覚え書きに基づき、相互に入漁しているもので、今年も例年どおり覚え書きが更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、９月中旬ごろを予定しております。

ここで、県外入漁について状況等をご説明します。次の２０ページをお開きください。県外漁業者の入漁に関する具体的な取り決めは、各県間もしくは漁業者間において締結する協定又は覚書によって定めることとしております。各県間の協定等に関する協議の状況は次のとおりです。まず、山口県とは８月２０日に開催しました周防灘３県連合海区漁業調整委員会において協議済み

で、愛媛県とは9月2日に開催予定の豊予連合海区漁業調整委員会において、宮崎県とは、10月8日に開催予定の大分・宮崎連合海区漁業調整委員会において、それぞれ協議を行う予定です。現在の協定及び覚え書きにつきましては、後ほど制限措置の内容を説明する際に、併せて確認します。

次に、現在の入漁の状況です。下の図をご覧ください。矢印の方向が入漁の方向を示し、各県との入漁の状況を表しています。山口県との小型機船底びき網漁業については、本県から12隻、山口県から61隻の相互入漁、ふぐはえ縄漁業については、山口県から6隻の一方入漁です。

愛媛県との中型まき網漁業については、本県から3隻、愛媛県から5隻の相互入漁、はえ縄漁業については、本県から4隻、愛媛県から3隻の相互入漁となっています。

宮崎県からの中型まき網漁業については、本県から3隻、宮崎県から10隻の相互入漁、はえ縄漁業については、宮崎県から6隻の一方入漁となっています。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。次の21ページをご覧ください。

ウナギ稚魚漁業につきましては、昨年度と同様に天然ウナギ資源の保護の観点から、制限措置案が作成されており、基本的に昨年度と同様の内容となっていますので、代表して表の一番上の「番号15-1-1」で概要を説明します。

左の欄から、漁業種類はうなぎ稚魚漁業で、許可すべき漁業者の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数はいずれも「定めなし」です。

操業区域は文言で表記しているとおりですが、23ページに地図を掲載しています。例えば、15-1-1ですが「中津市から豊後高田市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第1号、内共第2号及び内共第9号の共同漁業権の漁場区域を除く。」となっています。

21ページにお戻りください。次に漁業時期ですが、「1月15日から4月30日まで」としています。なお、漁業時期については、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めます。

次の欄の漁業を営む者の資格は、「次の（１）及び（２）に該当する者。（１）内水面漁業の振興に関する法律第２６条第１項に基づく指定養殖業の許可（以下「指定養殖業の許可」という。）を有する者（以下「養殖業者」という。）であってにほんうなぎの池入割当量を有する者。（２）大分県漁業調整規則第４条第１項第２号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づき、当該操業区域の令和７年採捕実績（以下「採捕実績」という。）を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。」としています。

なお、番号１５－１－１から１５－１－４までが養殖業者、１５－２－１が養殖業者への供給目的に採捕する内水面漁協、１５－３－１が放流用に採捕する内水面漁協に対する許可の制限措置となっております。

続いて、「県外漁業者の行うはえ縄漁業」です。２４ページをお開きください。こちらの漁業は、山口県・宮崎県・愛媛県からの入漁に関するものですが、いずれも制限措置に変更がありませんので、上段の山口県漁業者の許可を例に説明します。

表の左から３番目の欄からですが、「許可等をすべき漁業者の数」「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は、制限を定めなため「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権区域を除く海域となっております。

続いて「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「８月２０日から翌年の３月３１日まで」の約７ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者」で、この覚書については次のページに掲載しております。次のページをお開きください。山口県からの入漁に関する覚書です。第１条に入漁できる海域、第２条に許可を受けることのできる者の基準、第３条に許可の有効期間が定められています。次のページをお開きください。愛媛県との相互入漁に関する覚書です。第１条は漁業調整上の境界線を規定しており、２８ページに図を掲載しております。図面の（１）から（５）の点を順に結んだ線が境界線であり、この線より大分県側であって、共同漁業権の区域以外が操業区域となります。以上が、県外漁業者の行うはえ縄漁業です。

続いて、「県外漁業者の行う中型まき網漁業」です。２９ペー

ジをお開きください。こちらものちほどご説明します、愛媛県漁業者の許可における許可等をすべき船舶の数以外は従来の許可から内容に変更ありません。上段の宮崎県漁業者の許可を例に説明します。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、現在の協定に基づいた大臣枠隻数である3隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上15トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、31ページに図面を掲載しておりますのでご覧ください。左の図で色をつけている部分が、いま説明している「5トン以上15トン未満」の操業区域です。右の図は、それより大きい船「15トン以上20トン未満」の操業区域図です。

表の説明を続けますので、29ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「12月1日から翌年の11月30日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。32ページに宮崎県との相互入会に関する協定書を掲載しておりますのでご覧ください。入会海域、統数、設備の制限等を定めています。また、34ページの覚書では、操業についての細かいルールを定めています。

愛媛県漁業者への許可については、1点昨年から変更がございますので説明します。

29ページの最下段、愛媛県の許可をご覧ください。左から3番目の欄「許可等をすべき船舶の数」です。昨年度公示した愛媛県漁業者の許可等をすべき船舶の数は5隻でしたが、今年度は2隻追加し、7隻としています。現在、連調委に先立ち愛媛県と事前協議を行っていますが、愛媛県から7隻の要望を受けていることによるものです。

愛媛県との入漁に関する協定書を35ページに掲載しておりますのでご覧ください。漁業調整上の境界線、入漁海域、入漁統数等を定めています。36ページをご覧ください。協定書第4で定

める入漁統数の上限は「現行の操業統数」であり、その範囲内で数量を増減することは可能です。なお、愛媛県の入漁統数を増加させることについて、中型まき網漁業者で構成する大分県旋網漁業協議会においても、問題ないとの意見であること確認しております。

29 ページ一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。以上が、制限措置の内容についての説明です。

38 ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合及び山口県の小型機船底びき網漁業を除いた県外漁業者の入漁は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年としています。今回は、全て後者に該当するため、申請期間は周年となっています。申請期間については以上です。

次のページをお開きください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において、うなぎ稚魚漁業は1年間、その他の漁業はいずれも5年間と規定されています。一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

うなぎ稚魚漁業の有効期間は、原則どおり1年間とします。

次に、他県から本県への入漁許可です。県外入漁については、いずれの漁業も、毎年漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の内容について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間については以上です。

なお、関係県との協議において、協定又は覚書きの内容等に変更が生じ、許可の制限措置等に修正が必要となった場合は、改めて諮問させていただきます。以上です。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | 事務局から説明がありましたが、第 3 号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長  | ご意見もないようですので、第 3 号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員一同 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | 異議がないようですので、第 3 号議案については原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  | 次に第 4 号議案の「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」を審議いたします。その他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局長 | <p>議案書の 40 ページをご覧ください。</p> <p>第 4 号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。漁業権が設定された漁場の適切かつ有効な活用に向けて、漁業権者に対し必要な指導及び勧告を行う必要があるため、漁業法第 91 条第 3 項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>86 ページをご覧ください。その他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」の報告です。漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務付けられております。この報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を海区漁業調整委員会へ報告することとなっているため、漁業法第 90 条第 2 項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。</p> <p>この報告と指導の内容は密接に関係していることから、今回併せて説明します。</p> <p>41 ページが知事からの諮問文、87 ページが報告に係る鑑文です。</p> <p>次に 42 ページをご覧ください。まず、1 の「法の規定」についてです。</p> <p>漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県</p> |

知事へ報告を行うことが義務づけられています。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおりです。

また、漁業法第90条第2項により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、海区漁業調整委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年1月1日から12月31日までとしており、今回は令和6年1月1日から同年12月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、48ページ以降の一覧表で簡単に説明します。

48ページをご覧ください。これは、各地区の報告内容を一覧表にまとめたものです。表の構成を説明しますと左から「免許番号」「支店名」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」で、最後に再度「免許番号」を記載しています。

各項目で黄色に着色された部分は、後ほどご説明いたします、指導対象となっている漁業権を意味し、オレンジ色に着色された部分は、勧告対象となっている漁業権を意味します。

右から2番目の「適切かつ有効の判断」の欄は、漁協が自己評価を行った結果と漁獲量を踏まえて判断しています。共同漁業権における漁獲量については、漁獲量が0の漁業種類があっても、組合員行使権を有する地元の漁業者がおり、資源管理の取組を行っている等、漁業権全体として見たときに、漁場の管理の実態及び利用の可能性があれば、その漁業権は「適切かつ有効」と判断しています。

48ページから69ページまでは共同漁業権について、70ページから71ページまでは共同漁業権のうち、飼付・つきいそ漁業権について、72ページから79ページまでは区画漁業権について、80ページは定置漁業権についてとなっております。個々の内容に関する説明は省略しますが、お時間を少しとるので内容にお目通しください。

よろしいでしょうか。それでは説明に戻ります。43ページをご覧ください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導及び勧告の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活

動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

漁業権者からの漁獲実績だけでは把握できない項目もありますので、漁業権者が国のチェックシートに沿って自己評価した結果と合わせ、操業実態等が不明な場合には合わせてヒアリングを行っています。その結果、下線部のとおり、大分県漁業協同組合を免許権者とする漁業権の一部において、操業実態のない漁業権が確認されました。

これらの漁場は「適切かつ有効」に利用されていると認めることができないことから改善に向け、必要な指導を行うこととしたいとしております。また、昨年度指導を行ったにもかかわらず、有効に使用されていない状態からの改善策が講じられていない場合は、昨年度行った指導に係る措置を講ずべきこと勧告したいと考えています。

最後に、指導及び勧告の内容について説明します。46ページをご覧ください。「4 漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導・勧告について」です。

都道府県知事は、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」といった

「適切かつ有効」とは言えない状態にあると認めるときは、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとされています。

また、指導した者が指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとされています。なお、下の※（こめじるし）にありますとおり、勧告に従わないときは、知事はその漁業権を取り消し、又は行使の停止を命ずることができることされており、今後勧告に従わず、有効な利用に向けた取り組みが確認できない場合は、取り消し又は行使の停止を命ずることを検討します。

これらの指導や勧告を行うにあたっては、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。

下の四角をご覧ください。今回は、区画漁業権について操業実績が確認できないものがあつたため、「漁場を有効に活用し、漁業生産力の発展に向けた対策を講じること」とする指導及び勧告を予定しています。

次のページをご覧ください。今回指導・勧告の対象となる漁業権の一覧です。対象となる漁業権は全て区画漁業権で、件数は12件、うち6件が指導、6件が勧告です。いずれも、左から5番目の生産量が0となっており、またヒアリングにおいて操作を行えない合理的理由が確認できなかったものです。昨年度指導したにもかかわらず、有効な利用に向けた取り組みが確認できなかったものは、今回勧告の対象としています。

なお、先ほどの一覧表の中には、こちらで示した漁業権以外にも漁獲量や生産量が0となっているものがあります。それらは、赤潮発生時の避難漁場である等合理的な理由のあるものです。個々の事情が分かるように記載しておりますので、別途ご確認ください。

以上で、第4号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」とその他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」の説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

須川委員

47ページの勧告件数6件の一番最後の佐伯の魚類小割区第3630号なんですけど、組合員の行使者がいないのにも関わらず、ここを残しているのは、何か理由があったんですか？

利光主事

ヒアリングで確認した結果をご報告します。

元々こちらでは稚魚の段階での中間養殖を行う漁業者がいらして、令和5年のタイミングで更新したというものになります。

その後、その漁業者が廃業され、更新後に使われなくなってしまったということで、この2年間指導と勧告の対象になっているものでございます。

議長

他にご意見もないようですので、第4号議案については、県の指導について異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議長

異議がないようですので、第4号議案については、県の指導に

ついて異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第５号議案の「区画漁業権の承継に伴う適格性の認定について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長

それでは、議案書の８１ページをご覧ください。第５号議案「区画漁業権の承継に伴う適格性の認定について」です。会社合併による区画漁業権の承継の届出があったことに伴い、当該漁業権の取得者の適格性の認定について知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の８２ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

次の８３ページをご覧ください。「１ 区画漁業権の概要」です。今回承継された区画漁業権の免許番号は区第７７０号で、国東市国見町に位置します。第２種区画漁業にあたる、築堤式の貝類養殖業です。存続期間は、令和５年９月１日から令和１５年８月３１日までの１０年間です。個別漁業権であり、承継前の漁業権者はくにさき漁業合同会社です。資料の下部に本件区画漁業権に係る漁場図を掲載していますので、ご覧ください。

８４ページをご覧ください。「２ 区画漁業権の承継」です。先ほど申しました、従来の漁業権者であったくにさき漁業合同会社を、Ostra（オストラ）株式会社が吸収合併したことにより、Ostra株式会社が本件区画漁業権を承継しています。合併日は令和７年６月３日で、合併により漁業権を承継した旨の届出は令和７年７月２４日付けでなされています。議案書中にOstra株式会社の概要を掲載していますので、ご覧ください。Ostra株式会社は、従来の漁業権者であったくにさき漁業合同会社をこれまで養殖技術・種苗の面で支援してきた会社です。

次に、「３ 関係法令」をご覧ください。漁業法の関係する条文を抜粋しています。第８０条第１項のとおり、合併により個別漁業権を取得した者は、取得の日から二カ月以内に知事に届け出る義務が課せられています。この届出は、令和７年７月２４日付けで既になされています。

第８０条第２項では、知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、個別漁業権を承継した者が第７２条第１項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければ

その漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならないこととされています。そのため、個別漁業権を承継した者における適格性について確認すべく、知事から諮問を受けています。

個別漁業権の免許の適格性についてです。漁業法第72条第1項に定められている4項目に該当しない者が、適格性を有することとされています。

1つ目が、漁業関係法令または労働関係法令の遵守する見込みがない者であること。

2つ目が、暴力団員等であること。

3つ目が、2項目について、法人の場合はその役員または使用人が該当すること。

4つ目が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることです。今回届出のあった者について、以上4項目に該当しないことの確認を行いました。

85ページをご覧ください。確認結果を記載したものです。区第770号の承継を届け出た者は「Ostra株式会社」です。届出者は法人であるため、その役員についての審査となっています。まず、法令遵守について、県が法人の役員の本籍地の市町村に照会して確認したところ、いずれも過去に漁業関係又は労働関係法令に違反した事実はない旨回答がありました。また、このほかにそれぞれの申請者がこれらに該当すると認めるべき事情は確認されていません。

次に、暴力団関係者でないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことの確認のため、こちらも法人の役員について大分県警察本部組織犯罪対策課に照会して確認したところ、いずれも該当なしとの回答がありました。

したがって、今回合併したことにより区画漁業権の取得を届け出た者について、適格性の問題はありません。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

須川委員

意見じゃないんですけど。この件に関しては、この手順でいいと思うんですけど、今日理事会で外国の資本が入った企業が入ってくる可能性があるんじゃないかというところで、これからこう

いう区画漁業権を貸し出すときに他に変えなければいけないんじゃないかと思うんですね。中国資本の企業が入ってきて漁場を荒らすとか、そういった可能性もあるんじゃないかなと思うので、これからこの免許の適格性に何かしらの考え方を持った方がいいんじゃないですかということです。

利光主事

今のお話は個別漁業権に関するものということでご回答します。

海区漁場計画の中で、こういった漁業者がこういった漁業を営もうとして、新たに区画を設定するといったような、そういったものをまずは作成することになります。その中で、個別漁業権を共同漁業権の区域内で設定する場合におきましては、当然共同漁業と調整が必要になりますので、共同漁業権者である漁協さんあるいは地区の委員会の意見を付した上で、個別漁業権の漁場を設定するかどうかというものを、判断の一つの基準としているところです。

従いまして、今おっしゃっていただいたような突然何も知らないような外国の資本が入ったりということについては、一定の調整は図られるのかなと考えています。

須川委員

突然というわけではなくて、漁場がほしいとか企業として何かしらの利益があるところに入ってきたいというので合併とか譲渡とか、事業を引き継いだりが簡単にできては困るんじゃないかと。

地元の漁協支店が対応するってということですか？申請はここにあげないといけないですよね。

利光主事

漁業法上は、今回諮問されているような制度となっており、会社合併により承継した場合は、原則としてそのまま引き継ぐと。

ただし、法令で記載してあるような、法令違反を行った場合ですとか、暴力団等との関係があるとか、そういった場合以外については、現在の法制度では、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨を通知するですとか、そういったことはできないことになっています。

一方で、第4号議案で諮問させていただいたとおり、使っている漁場の中で、他の漁業との間で調整問題を引き起こしたり、環

境問題を引き起こしたり、といった事情が確認された場合については、適切かつ有効に利用されていないというような判断になりまして、指導・勧告、あるいはそれに続く取り消しという対応になっております。

須川委員 外国人経営者が漁業権を行使できるという形に今の状況ではなっているということですね。

利光主事 外国人の漁業を規制する法令、通称「外規法」というものがあるんですが、ただちに法令を確認して回答することが今は難しい状況でして、後日の回答とさせていただきませんか？

議 長 ありがとうございます。そうしましたら、事務局は後日よろしくをお願いします。

議 長 他にご意見もないようですので、第 5 号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第 5 号議案については、申請者に対して免許することに異議のない旨知事に答申することといたします。

議 長 これで議案については全て終了しました。  
次にその他の報告事項ですが、①については、先ほど第 4 号議案の中で説明しましたので、②の「令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への要望事項について」事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の 88 ページをご覧ください。令和 7 年 10 月 30 日（木）から 31 日（金）にかけて本県で開催予定の令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において要望を行うものです。

事務局で検討した結果、要望を1件提出したいと考えております。

要望事項は、昨年度に引き続き、「海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の資質向上について」です。

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められます。

令和2年の漁業法改正に伴い海区漁業調整委員会への諮問事項は増加しており、委員の役割はさらに重要となっています。

全国海区漁業調整委員会連合会では、これまでも国に対して委員の資質向上を目的とした研修会の開催を要望しているところですが、実現には至っておりません。

また、事務局職員も頻繁に異動するため、委員会の役割について迅速に理解を深める必要があります。

そこで、議案書に記載のとおり、「海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上を図るため研修機会を設けるとともに、情報提供や指導・助言など必要な支援等を行うこと」を要望したいと考えています。

要望事項に関する説明は以上となりますが、89ページをご覧ください。

先ほど申し上げた今年度本県で開催されるブロック会議の概要です。

いまだ案の状況ではございますが、1に記載のとおり、10月30日の14時30分から本会議を開催し、同日18時から情報交換会を開催予定としております。また、翌31日は視察も予定しております。2および5のとおり、会議及び情報交換会は大分市の大分センチュリーホテルにて開催予定です。

6の現地視察等についてですが、令和6年度に竣工した新しい大分県漁業公社国東事業場の視察を行う予定です。ここでは、魚やクルマエビなど放流する稚魚の種苗を生産しています。

視察行程については、6の(2)に記載のとおりです。委員の皆様におかれましては、開催県ということで、委員会、視察ともにご出席いただければと考えております。なお、例年開催しております大分海区としての視察研修につきましては、今年度はブロック会議を開催する関係上見送らせていただきたいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

ブロック会議につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

議 長

次に、③の「令和7年度連合海区漁業調整委員会の開催状況及び今後の予定について」事務局から説明してください。

事務局長

議案書の90ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会の今年度の開催実績と開催予定についてご報告します。

次の91ページをご覧ください。

周防灘三県連合海区は8月20日（水）に福岡県豊前海水産会館で開催されました。当海区からは5名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では、周防灘における小型機船底びき網手繰り第三種漁業の操業始期についての議案が問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月5日（金）に愛媛県林業会館で開催される予定です。当海区からは4名の委員の皆様に出席を依頼しており、例年通り委員会指示の発出等の議案について審議していただくことになっております。

次に、豊予連合海区が9月2日（火）に臼杵土木事務所で開催される予定です。当海区からは6名の委員の皆様に出席を依頼しており、例年どおりまき網入漁に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっております。

最後に、隔年で開催しております大分・宮崎連合海区漁業調整委員会が、10月8日（水）に佐伯総合庁舎で開催される予定です。当海区からは5名の委員の皆様に出席を依頼しており、まき網漁業の相互入会に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっています。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

皆様本日は誠にお疲れさまでした。これを持ちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は12月を予定しています。日程については後日ご連絡させていただきます。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第4回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年8月27日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員